

第 5 期新潟市障がい福祉計画
第 1 期新潟市障がい児福祉計画

資料編

(案)

目次

1	計画策定関連資料	1
2	用語集	4
3	障がい者全般を対象としたアンケートの概要及び結果	8
4	障がい児を対象としたアンケートの概要及び結果	19

1 計画策定関係資料

(1) 計画策定経過

実施年月	会議名・実施事業等	主な内容
平成 29 年 3 月 10 日	第 3 回新潟市障がい者施策審議会	障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体として策定することの検討 アンケートの実施方法検討
平成 29 年 6～7 月	障がい者(児)のニーズに関するアンケート調査	アンケート調査の実施
平成 29 年 8 月 18 日	第 1 回新潟市障がい者施策審議会	現行計画の振り返り・次期計画の構成(案)についての検討
平成 29 年 10 月 27 日	第 2 回新潟市障がい者施策審議会	計画素案の策定・検討
平成 29 年 11 月 22 日	第 3 回新潟市障がい者施策審議会	計画素案の確定
平成 29 年 12 月 15 日	新潟市議会市民厚生常任委員協議会報告	計画素案の概要及びパブリックコメントの実施についての報告
平成 29 年 12 月 18 日 ～平成 30 年 1 月 18 日	パブリックコメントの実施	計画素案に係るパブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 22 日	第 4 回新潟市障がい者施策審議会	パブリックコメントの報告・計画の承認
平成 30 年 3 月 27 日	新潟市社会福祉審議会	計画完成報告

(2) 新潟市障がい者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、新潟市障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※新潟市障がい者施策審議会条例の内容は、平成30年2月時点のものです。

(3) 新潟市障がい者施策審議会委員名簿

(※平成 30 年 3 月 22 日現在 敬称略)

区 分	分 野	所 属 等	氏 名	備考
障がい者団体	身体障がい (視覚)	(福)新潟県視覚障害者福祉協会	理事長 マツナガ ヒデオ 松永 秀夫	会長代理
	身体障がい (聴覚)	NPO 法人 新潟市ろうあ協会	厚生福祉部長 イシカワ ジュンコ 石川 順子	
	知的障がい	(福)新潟地区手をつなぐ育成会	幹事 トミタ ヨウコ 富田 洋子	
	精神障がい	NPO 法人 にいがた温もりの会 地域活動支援センター温もりハウス	施設長 タカイ タカエ 高井 考江	
	発達障がい	NPO 法人 にいがた・オーティズム	理事 マルヤマ タカシ 丸山 高志	
	身体障がい (肢体不自由)	新潟市身体障害者福祉協会連合会	会長 サトウ セイジ 佐藤 清治	
	難病	全国パーキンソン病友の会新潟県支部	幹事 カタギリ アサコ 片桐 朝子	
障がい福祉事業者	通所施設	(福) 新潟しなの福祉会 あどぼんす	施設長 ウジ サイコ 宇治 彩子	
	入所施設	(福) 新潟みずほ福祉会 みのり園	園長 タガ クニオ 多賀 邦夫	
	相談支援事業者	基幹相談支援センター 一秋葉	主任相談員 ホンマ ヤスコ 本間 康子	
学識経験者・ 関係行政機関	医師	(一社)新潟市医師会	理事 クマガイ ケイイチ 熊谷 敬一	
	歯科医師	(一社)新潟市歯科医師会	理事 マツイ ダイスケ 松井 大介	
	教育	新潟大学	教授 アリカワ ヒロユキ 有川 宏幸	会長
	就労	新潟公共職業安定所	所長 フセ ミキオ 布施 幹男	
他 その	関係機関	新潟市障がい者地域自立支援協議会	会長 ヒロオカ ユウジ 広岡 優次	

2 用語集

ア行

IT（情報通信技術）

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信などに関する技術をまとめた呼び方。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organization の略。福祉や環境、まちづくりなどの分野で、自発的に社会貢献活動を行なう、営利を目的としない団体の総称。

カ行

グループホーム

障がい者が、世話人等から相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

高次脳機能障がい

脳血管障害や頭部外傷で脳が損傷されたために、言語、行為、記憶、注意、認知、思考、学習、コミュニケーションなど、社会生活を行う上で重要な機能が障がいされた状態。

基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族からのさまざまな相談を受け止め、総合的な支援を行う相談機関。地域移行・地域定着促進に関することや、権利擁護、虐待防止、差別解消相談なども行う。市内4か所に設置。総合支援法では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされる。

強度行動障がい

直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、さまざまな養育上の努力はしていても、行動面の問題が継続している状態。

サ行

児童発達支援センター「こころん」

「ひしのみ園」と「幼児ことばとこころの相談センター」を統合し、本市の中核的な療育支援機関として平成27年4月1日付けで設置された福祉型児童発達支援センター。

ひしのみ園で実施していた通所による療育支援の「児童発達支援」に加え、幼児ことばとこころの相談センターで実施している地域で暮らす障がいのある子どもやその家族に対する「相談支援」と、障がいのある子どもを預かる施設への援助や助言などの「地域の支援」を行う。所在地は、新潟市中央区神道寺南2丁目。

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う者。平成23年度から試験制度を導入。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院にかかる医療費（薬剤費、検査、デイケアの費用も含む）の自己負担を軽減する制度のこと。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、契約等の内容について判断能力が十分でない人を保護するための制度。

タ行

地域活動支援センター

障がい者が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることができる施設のこと。旧障害者自立支援法によって新たに制度化されたものであり、現在は障害者総合支援法によって定められている。従来の小規模作業所の多くが地域活動支援センターに移行している。

地域自立支援協議会

障がい者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し、市町村が設置するもの。

機能として、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

ナ行

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」

障がい者の就労支援及び企業の障がい者雇用支援を行う拠点施設。平成 25 年 10 月に新潟市総合福祉会館内に開所。

ハ行

発達障がい

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり、通常低年齢において症状が発現するもの、と定義されている。

発達障がい支援センター

発達障がいへの早期の気づき、早期の発達支援等に資するため、発達障がい者とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。「新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）」がある。また、県内では、「新潟県はまぐみ小児療育センター」に附置されている「RISE（ライズ）」がある。

ヤ行

要約筆記者

身体障がい者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得し、「要約筆記者」として登録された者。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う者。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんで、それを文字にして聴覚障がい者に伝達するもの。

3 障がい者全般を対象としたアンケートの概要及び結果

(1) アンケート概要

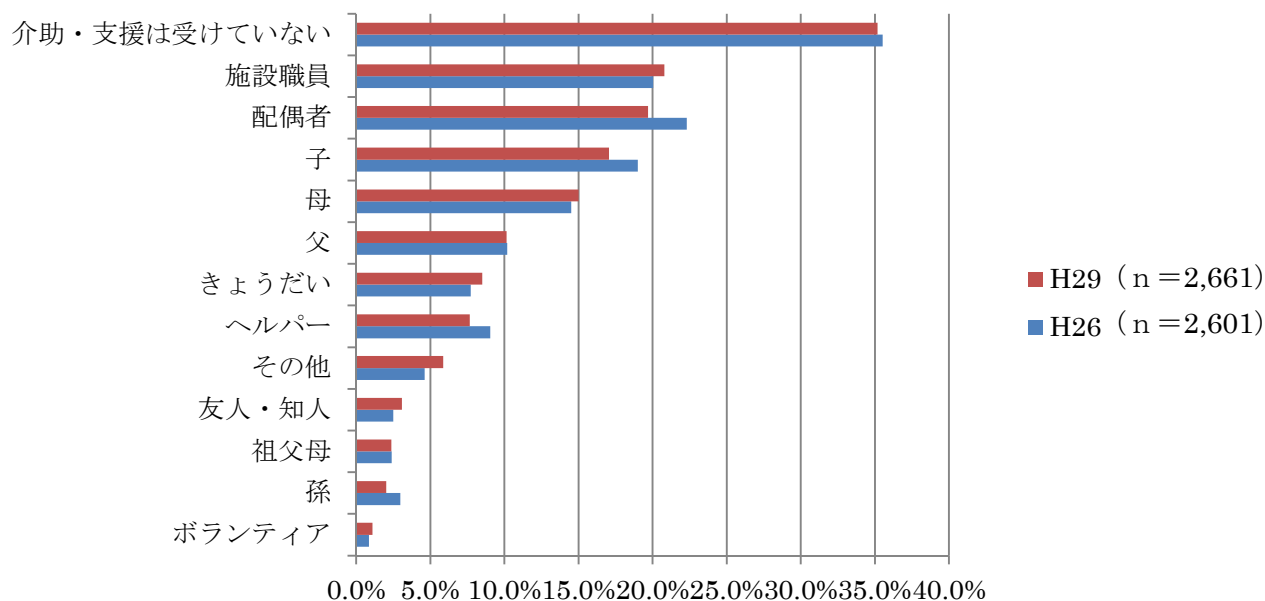
- ・対象者：障がい者手帳所持者等（49,152人）
- ・抽出者：対象者を母数として1割を無作為抽出（4,914人）
- ・期間：平成29年6月21日～7月13日
- ・方法：郵送
- ・回収率：54.2%（H26調査：54.4% H23調査：62.0% H17調査：56.9%）
- ・内訳：

区分	対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
身体	30,086	3,008	1,678	55.8%	身体障害者手帳所持者から抽出
知的	5,374	537	288	53.6%	療育手帳所持者から抽出
精神	5,738	574	273	47.6%	精神保健福祉手帳所持者から抽出
発達	1,044	104	25	24.0%	JOIN利用者から抽出（※）
難病	6,910	691	397	57.5%	特定医療費受給者から抽出
合計	49,152	4,914	2,661	54.2%	

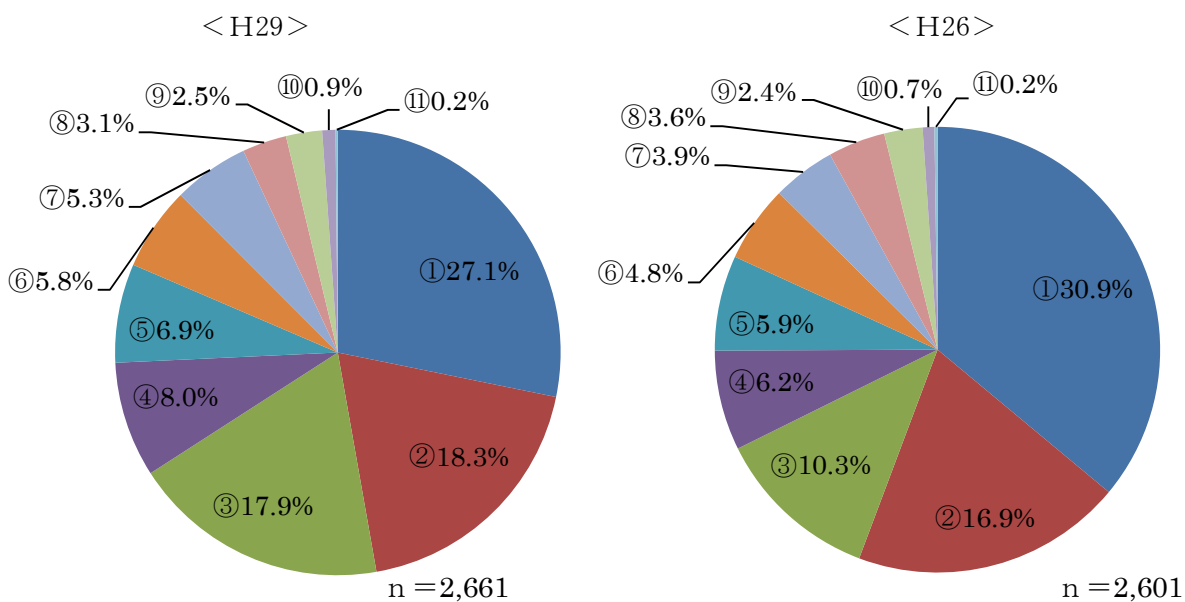
※JOIN（新潟市発達障がい支援センター）の平成28年度利用者から1割を抽出

(2) 項目別回答状況

問1 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか（複数回答）



問2 あなたは普段、平日の昼間をおもにどのようにして過ごしていますか。

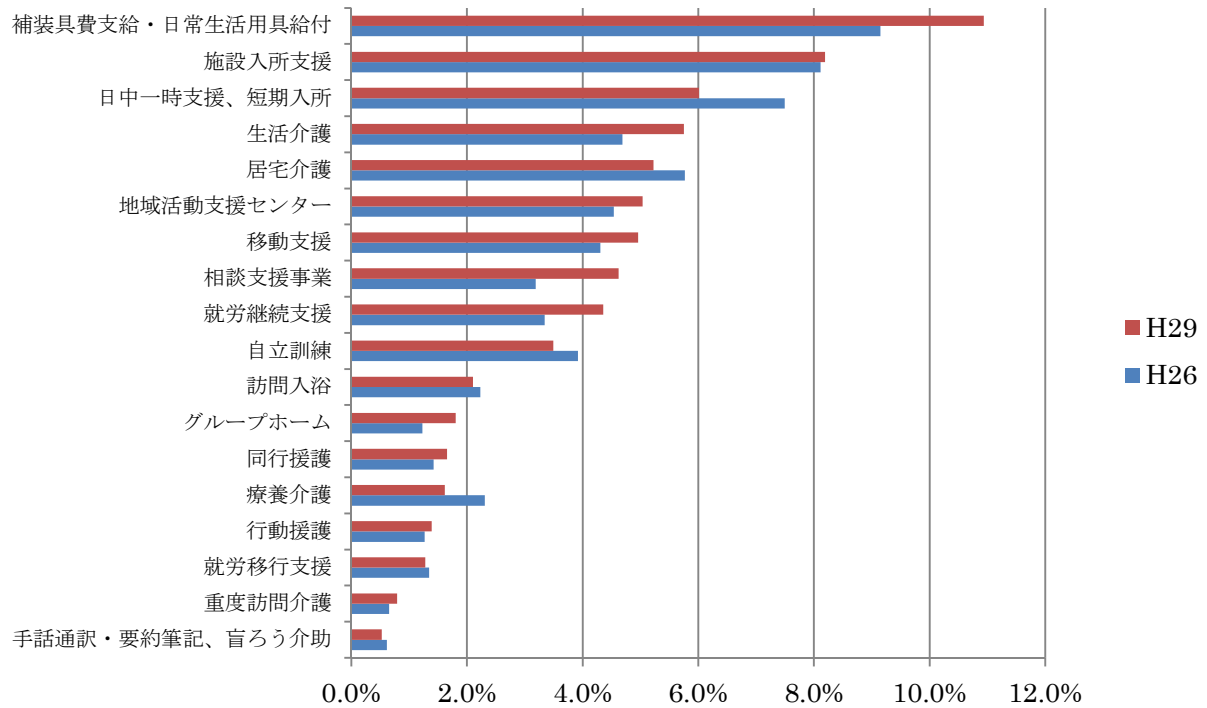


- ① 特に何もしていない
- ② 自宅で家事手伝い
- ③ その他
- ④ 正社員として働く
- ⑤ 非正規社員で働く
- ⑥ 就労支援施設

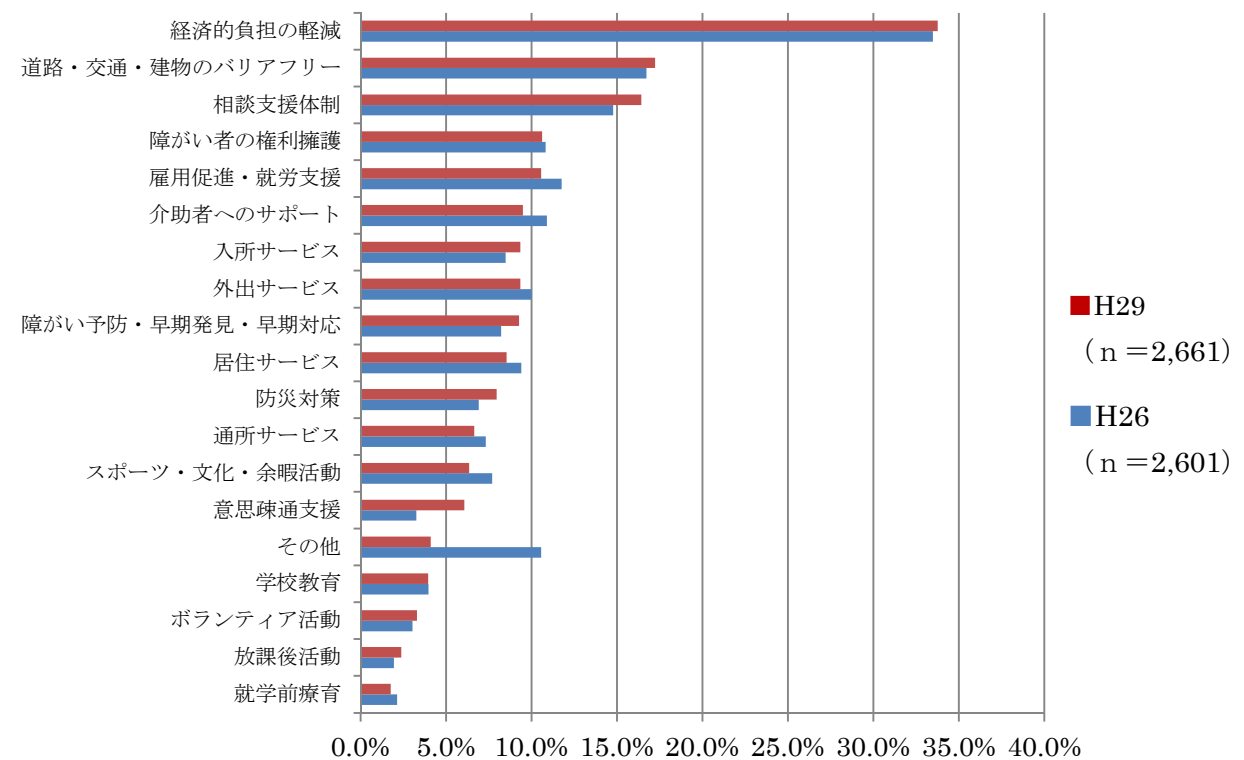
- ⑦ 就労支援施設以外の施設
- ⑧ 教育機関で学ぶ
- ⑨ 自宅で収入のある仕事
- ⑩ 就職活動
- ⑪ 職業訓練

- ・「特に何もしていない」が最も多いが、前回調査時よりは減少〔-3.8%〕
- ・就労に関する活動をして過ごしている人が増加〔+7.2%〕
 (正社員として働く、非正規社員で働く、就労支援施設、自宅で収入のある仕事、就職活動、職業訓練の合計)

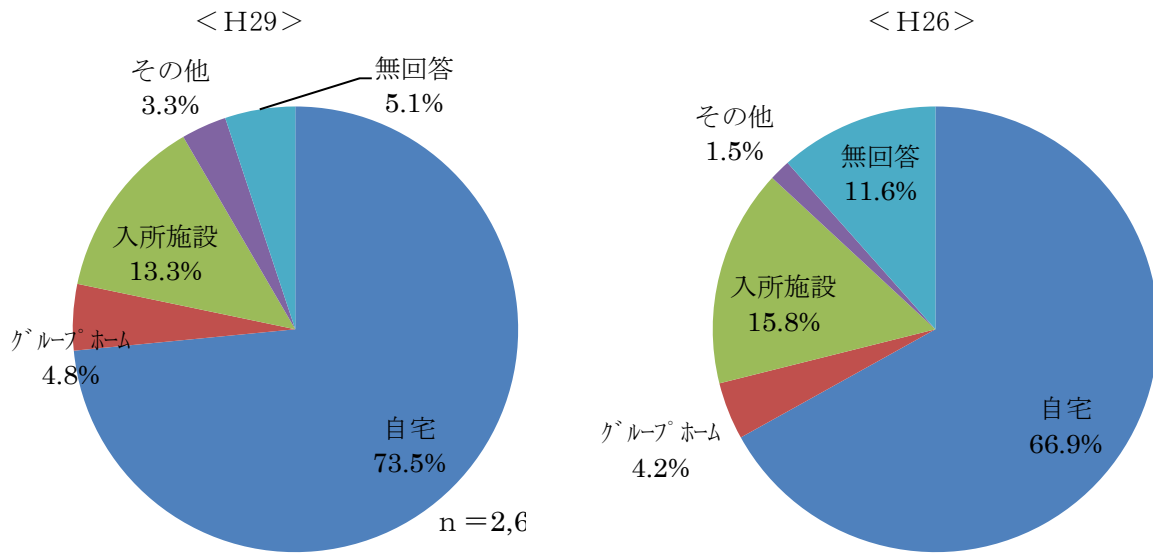
問3 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか（複数回答）



問4 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか。（複数回答）

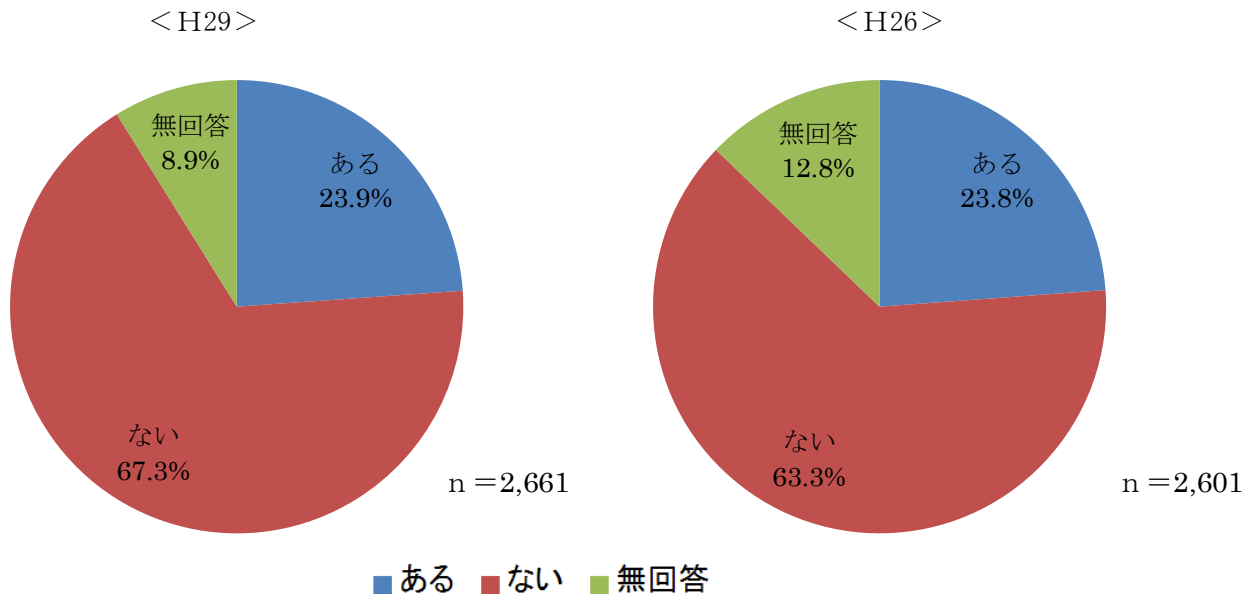


問5 あなたは将来、どのような場所で暮らしたいと思いますか。



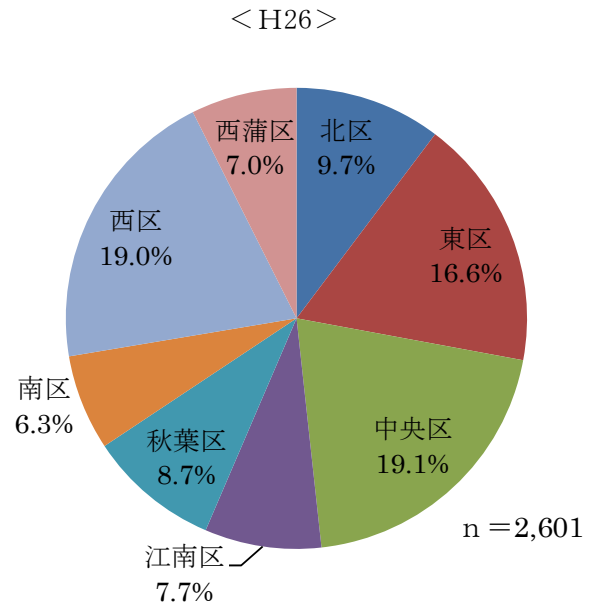
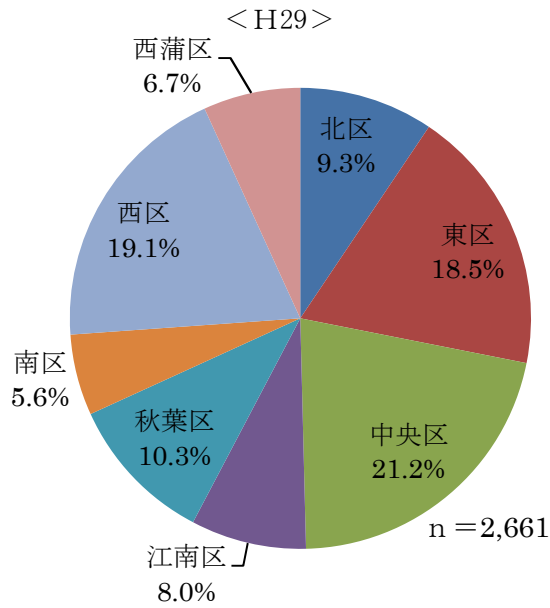
・ 自宅で暮らしたいと考える人が増加 (+6.6%)

問6 あなたは障がいや理由として差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。

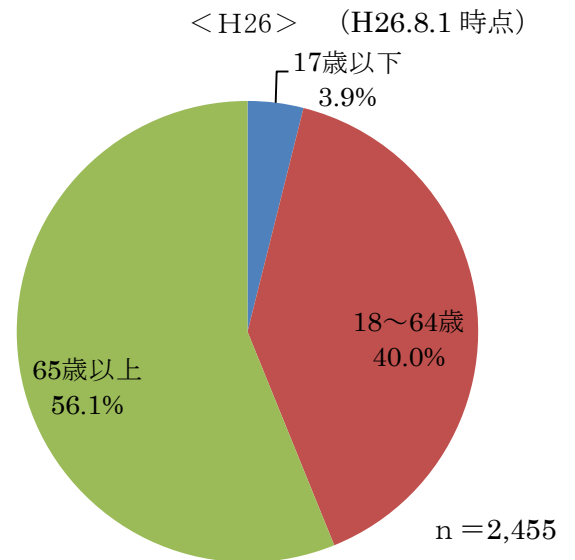
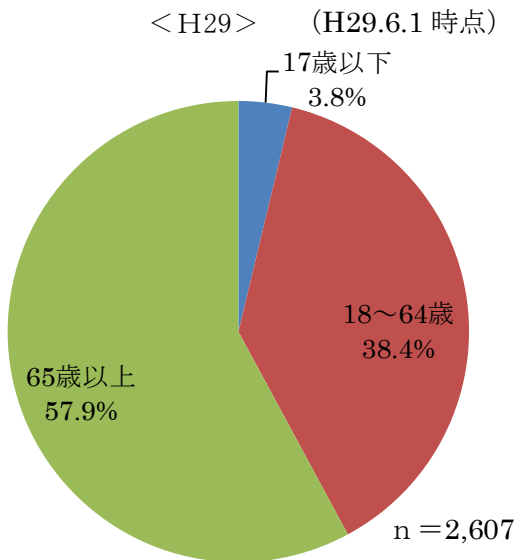


・ 「ある」と答えた人はほぼ変わらない。
 ・ 「ない」と答えた人が増加 (+2.6%)

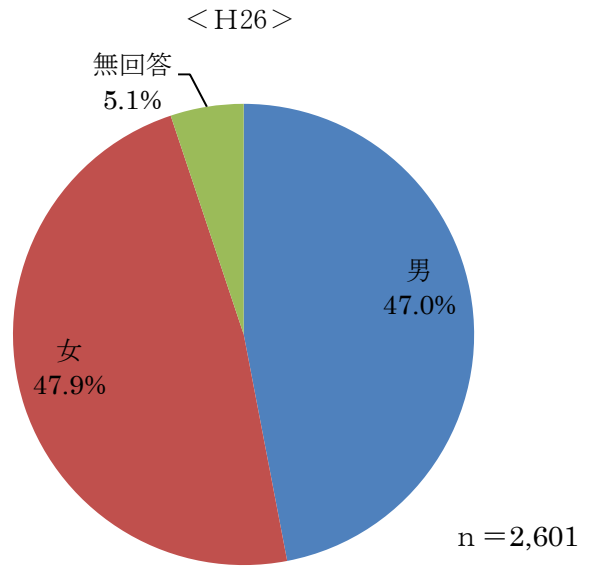
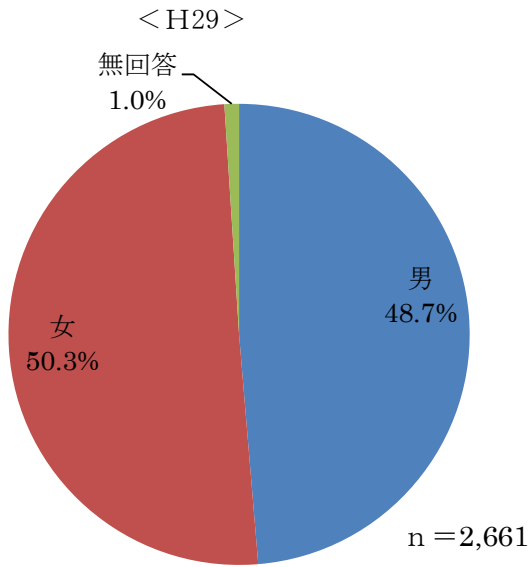
問7 あなたの現在のお住まいの区はどこですか。



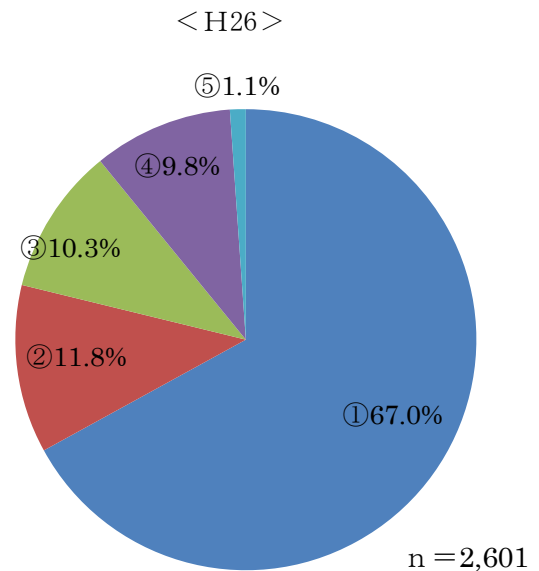
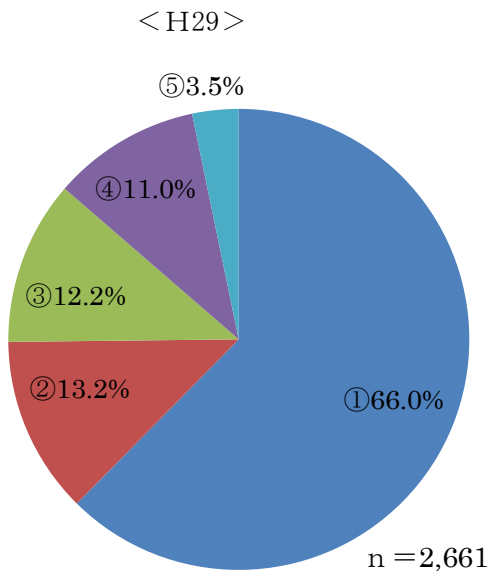
問8 あなたの年齢を教えてください。



問9 あなたの性別を教えてください。



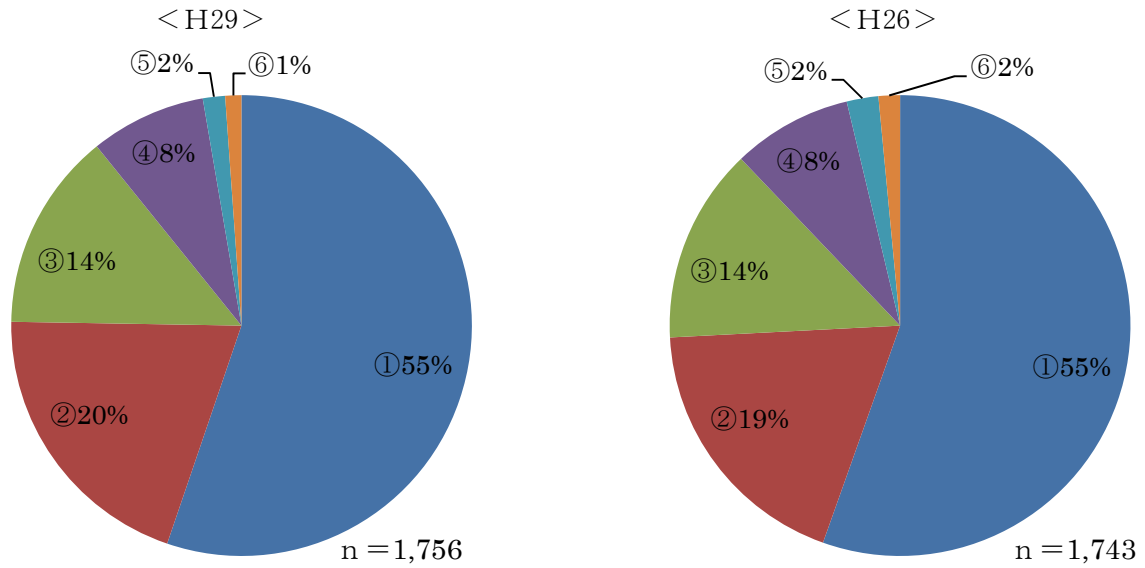
問10 あなたがお持ちの手帳の種類と等級について教えてください。



- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保険福祉手帳

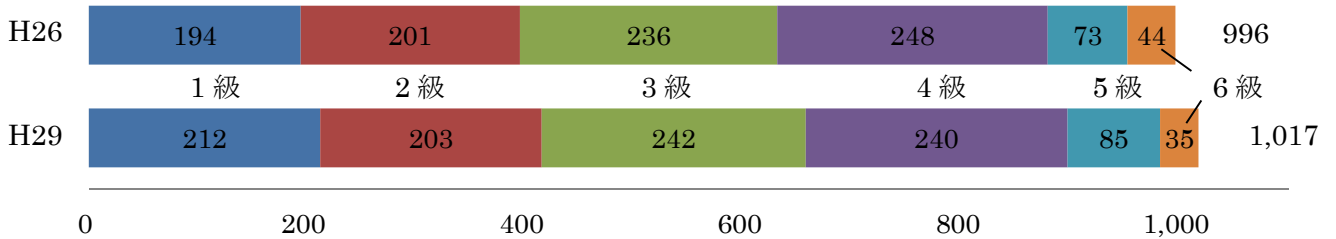
- ④手帳は持っていない
- ⑤無回答

(身体障がい者手帳の内訳)

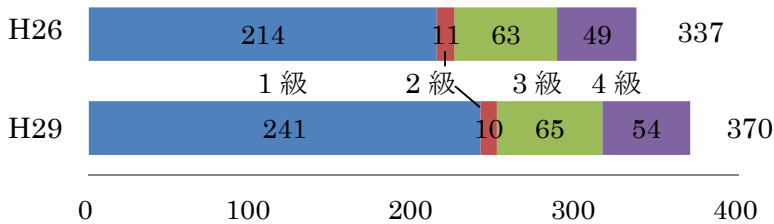


- ① 肢体不自由
- ② 内部障がい
- ③ 視覚障がい
- ④ 聴覚または平衡機能障がい
- ⑤ 音声・言語・そしゃく機能障がい
- ⑥ 無回答

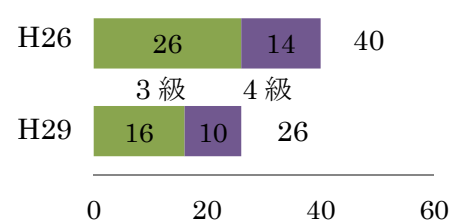
(肢体不自由)



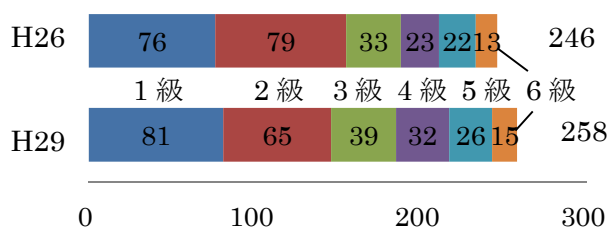
(内部障がい)



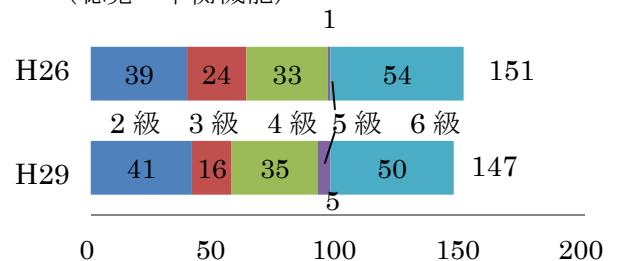
(音声・言語・そしゃく)



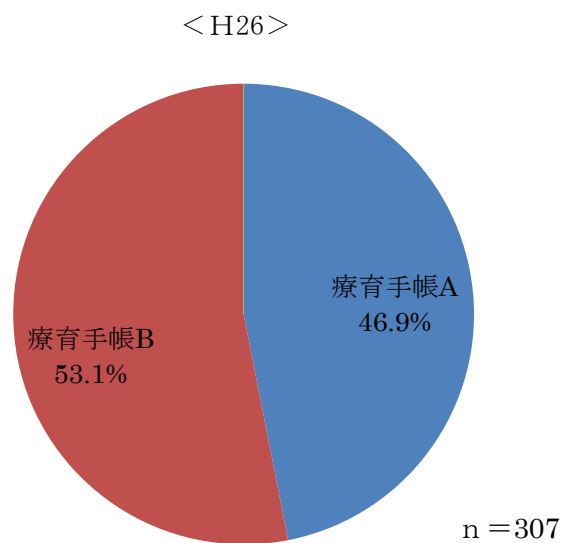
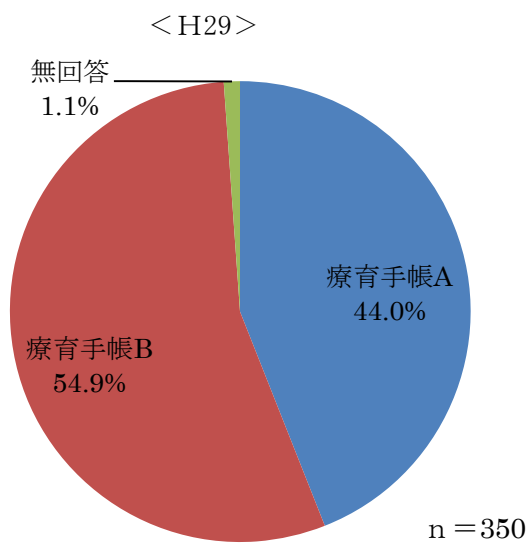
(視覚障がい)



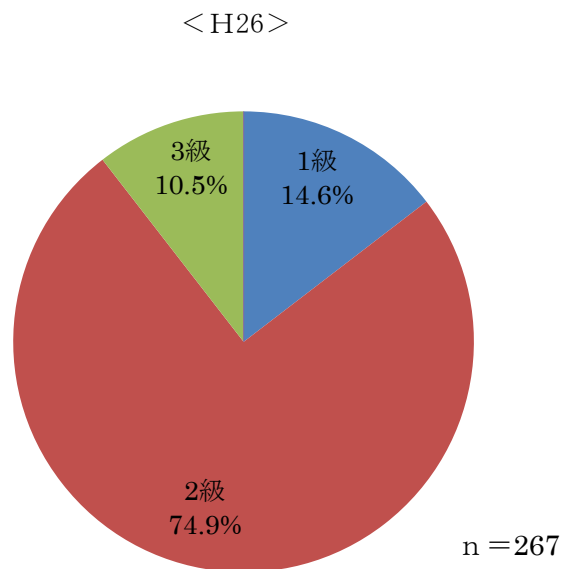
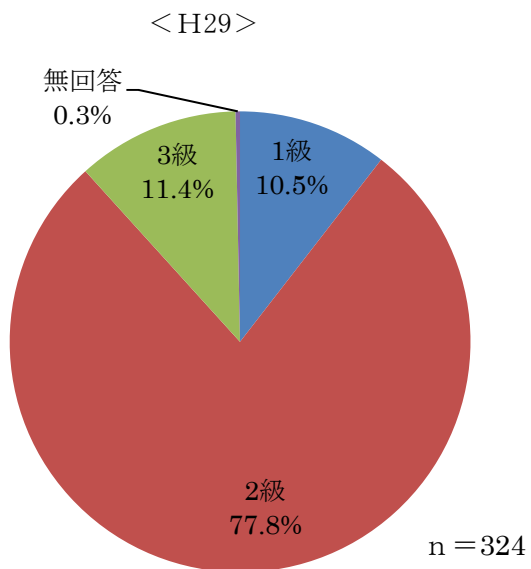
(聴覚・平衡機能)



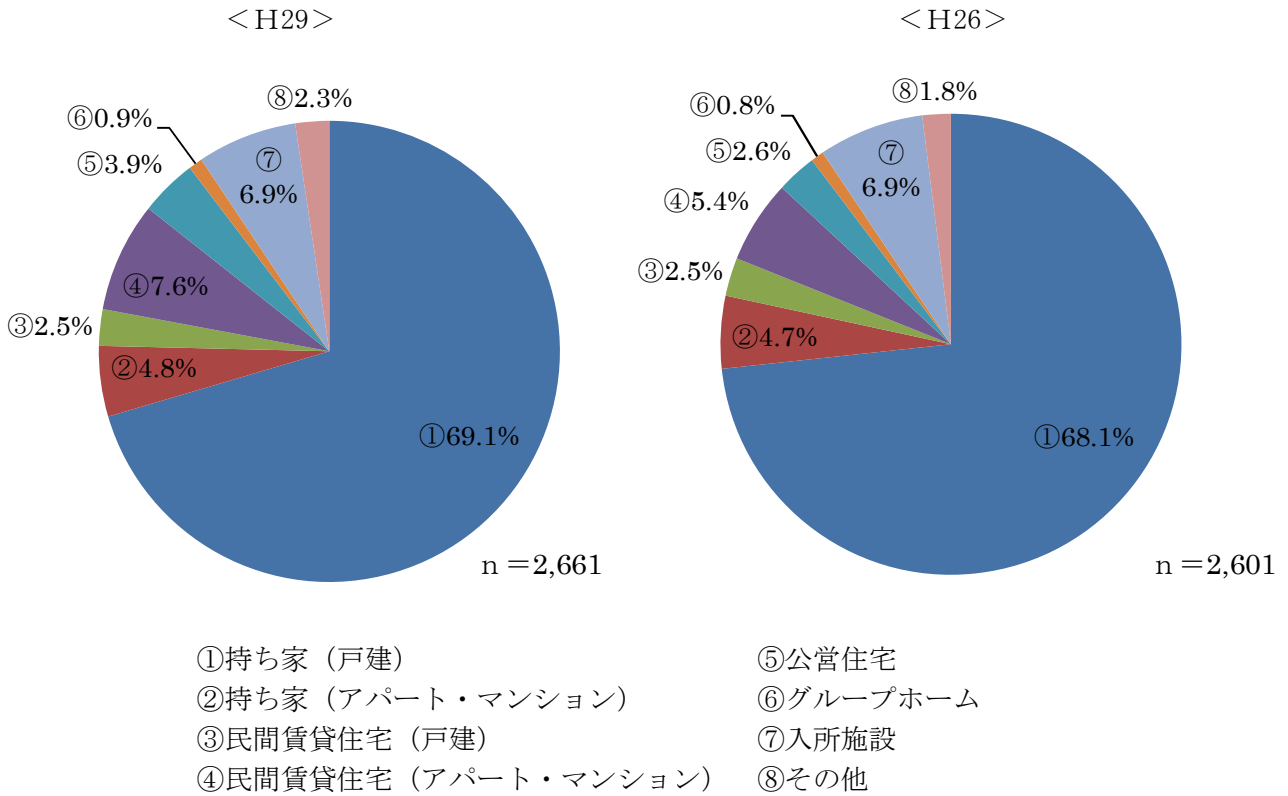
(療育手帳の内訳)



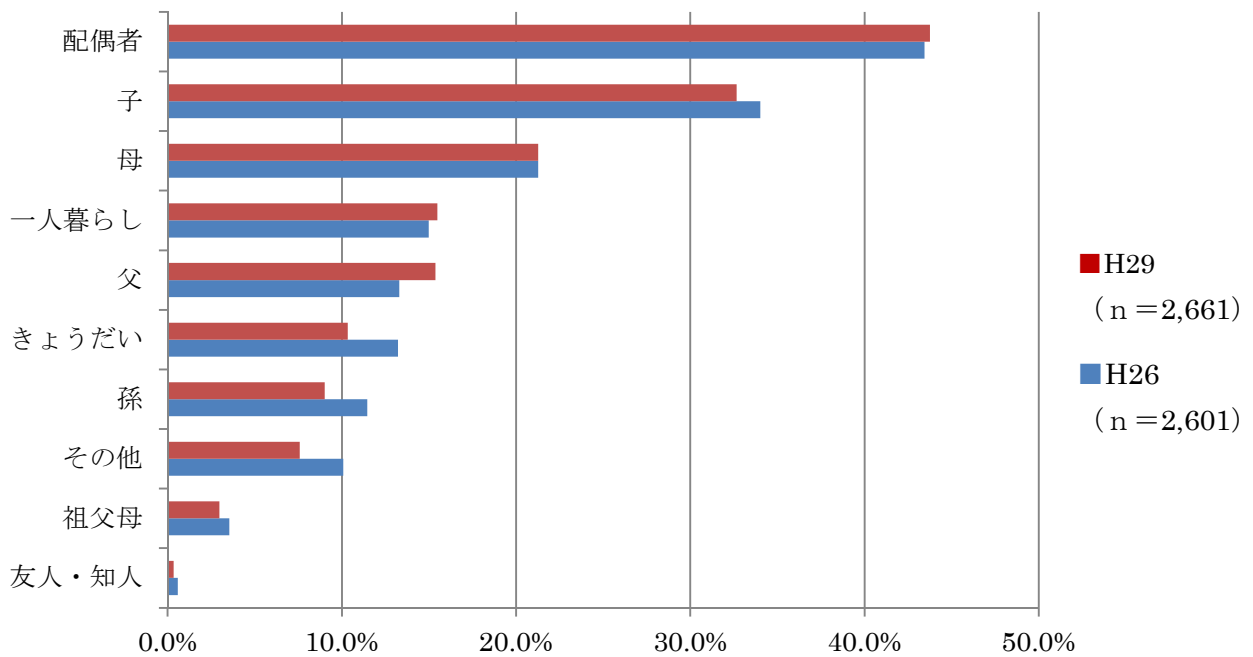
(精神障害者保健福祉手帳)



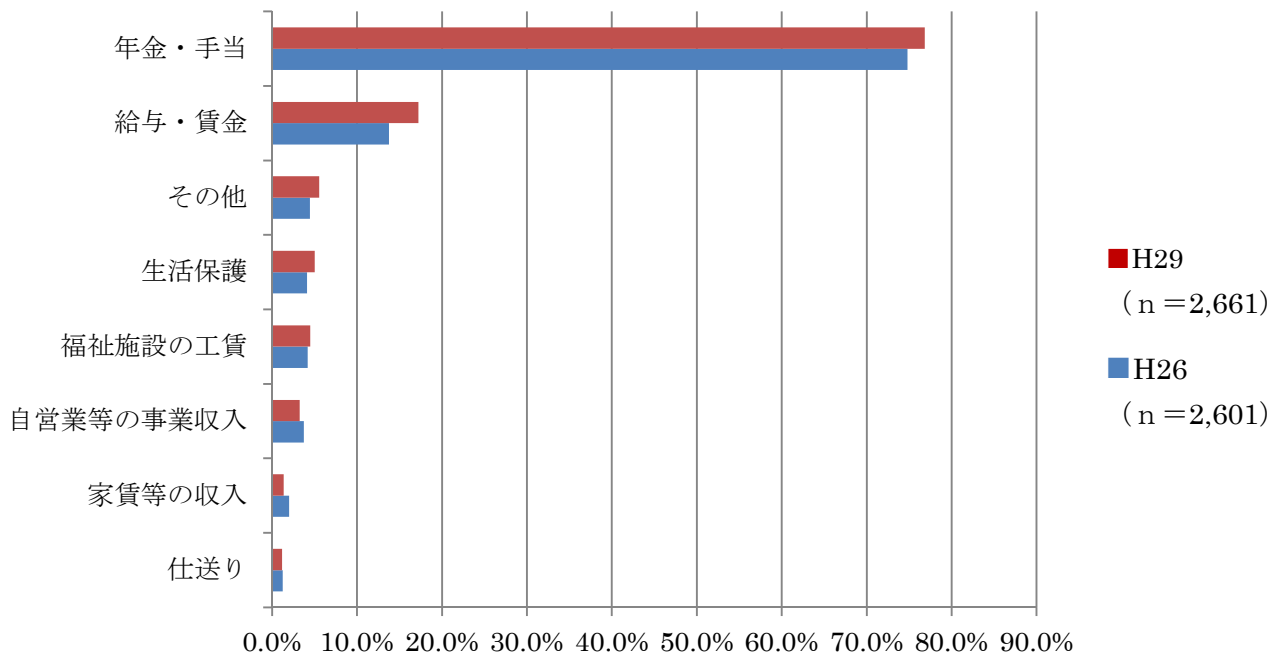
問 11 あなたの現在のお住まいは次のどれでしょうか。



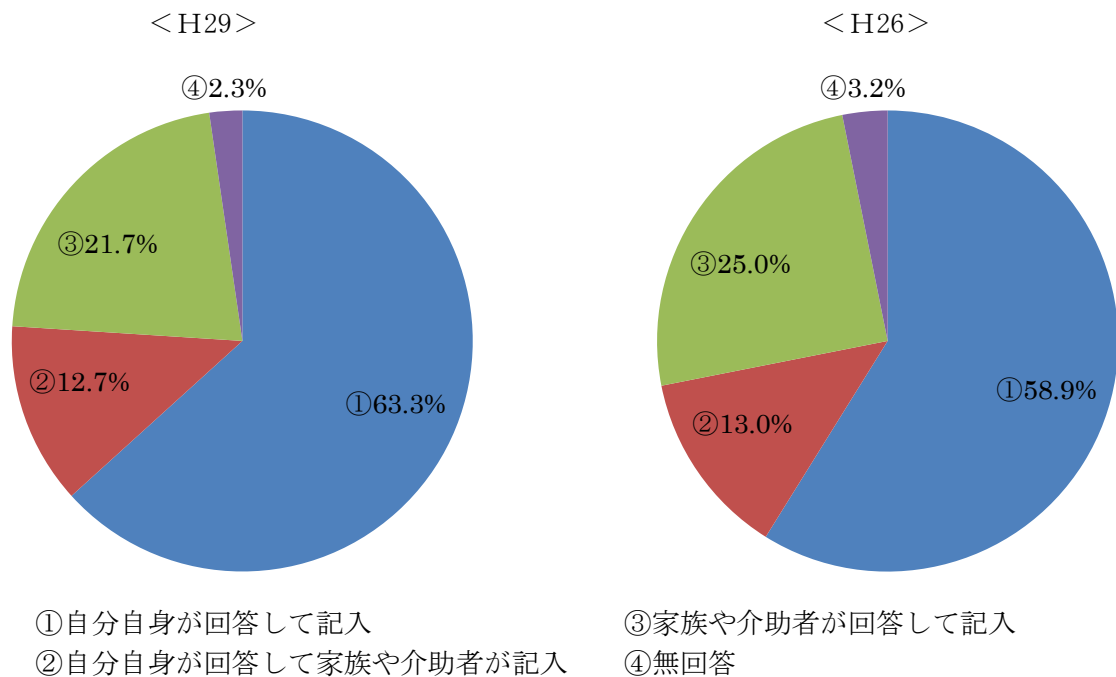
問 12 あなたが現在一緒に住んでいる方はどなたですか。（複数回答）



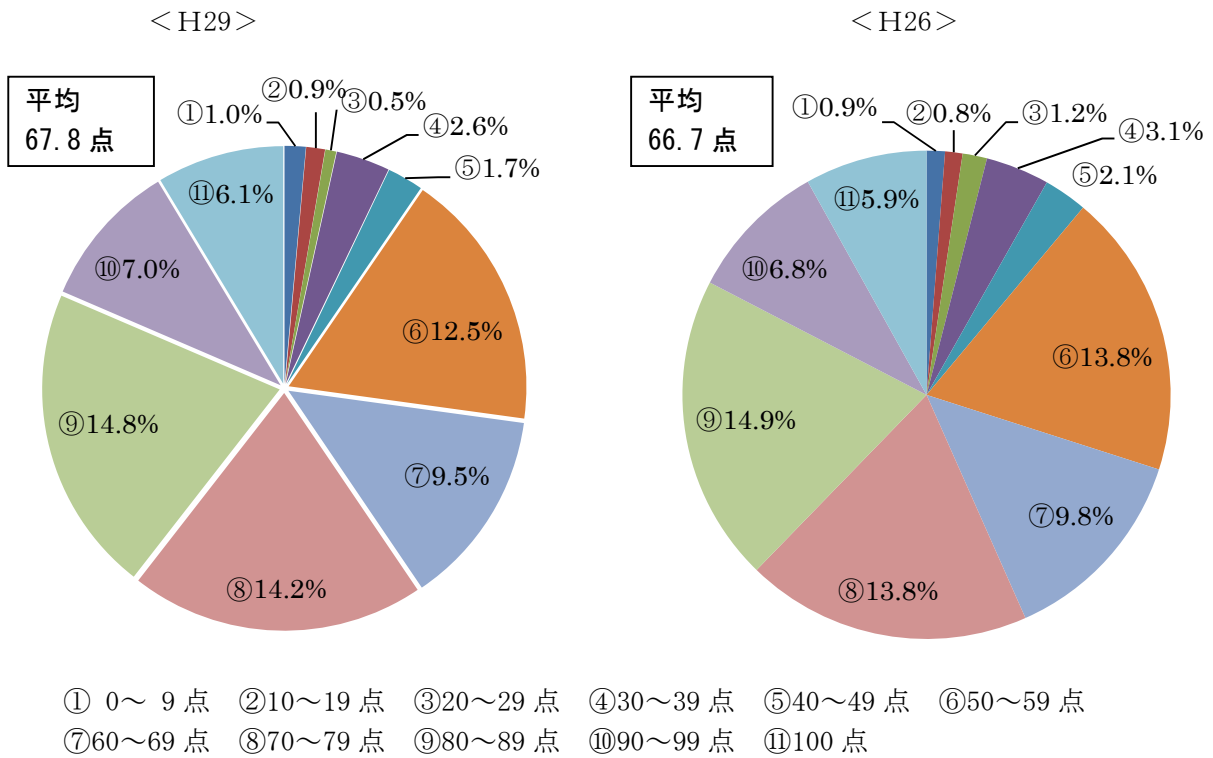
問 13 あなたが得ている収入源は次のうちのどれでしょうか。(複数回答)



問 14 この調査票の回答と記入はどなたが行いましたか。

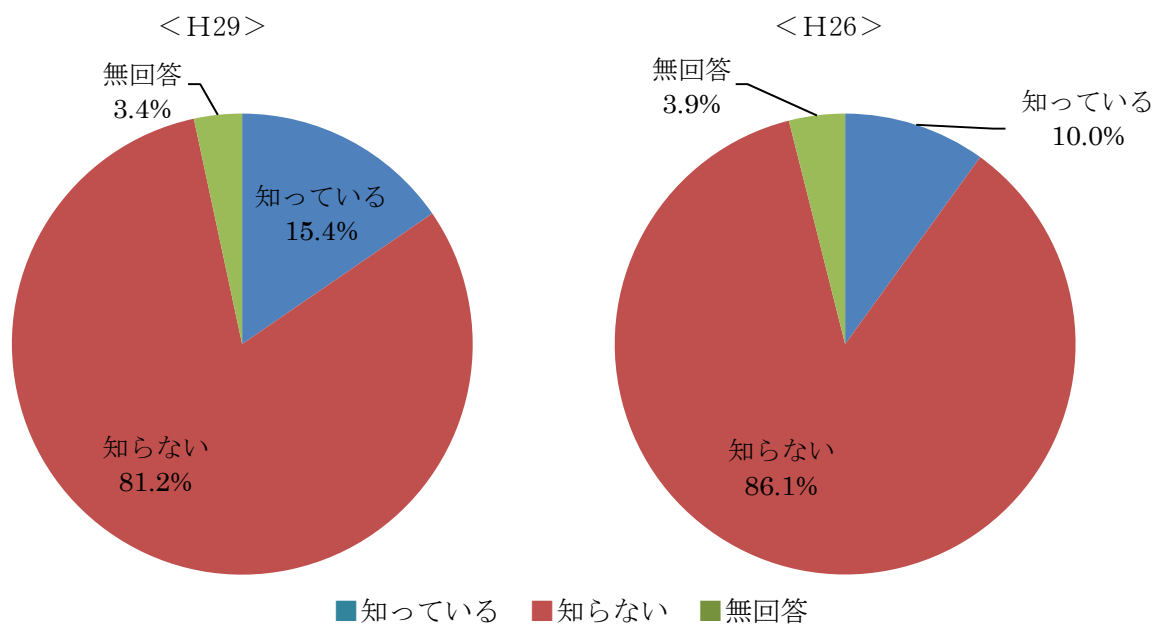


問 15 新潟市の今の障がい者施策全般について、あなたの満足度を 100 点満点であらわすと何点になるでしょうか。



・平均点が向上 (+1.1 点)

問 16 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度



・認知度が向上 (+5.4%)

4 障がい児を対象としたアンケートの概要及び結果

(1) アンケート概要

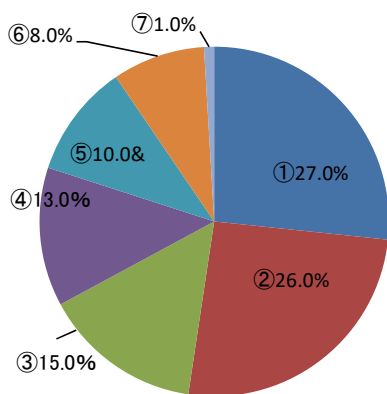
- 対象者 ①市内の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童、生徒（2,253人）
②児童発達支援センターこころんの利用者（85人）
- 抽出者 対象者を母数として概ね1割を学校単位等で抽出（350人）
※児童発達支援センター利用者は全員に実施
- 期 間 平成29年6月30日～7月14日
- 方 法 学校等で配布・回収
- 回収率 66.9%
- 内 訳：

区分		対象者総数 (人)	抽出数 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
特別支援 学級	小学校	1,137	140	102	72.9%	学校を通じて約1割に配布
	中学校	449	54	38	70.4%	学校を通じて約1割に配布
通級指導 教室	小学校	392	39	22	56.4%	学校を通じて約1割に配布
	中学校	18	2	0	0.0%	学校を通じて約1割に配布
特別支援 学校	小学校	142	14	5	35.7%	学校を通じて約1割に配布
	中学校	115	16	14	87.5%	学校を通じて約1割に配布
児童発達支援センター（こころん）		85	85	53	62.4%	こころんを通じて全員に配布
合計		2,338	350	234	66.9%	

(2) 項目別回答状況

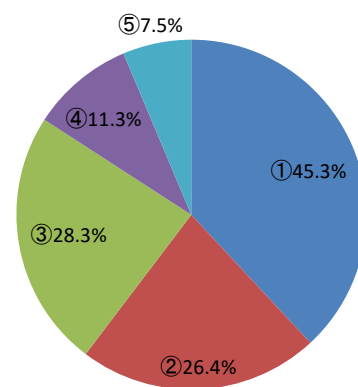
問1 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校
(n=181)



- ① 家族による気づき
- ② 保育園・幼稚園・学校の助言
- ③ 保健センター等で実施する検診（※）相談会
- ④ 病院などの医療機関による受診・検診
- ⑤ その他
- ⑥ 小学校で実施する就学時健康診断
- ⑦ 無回答

(2) 児童発達支援センターこころん
(n=53)

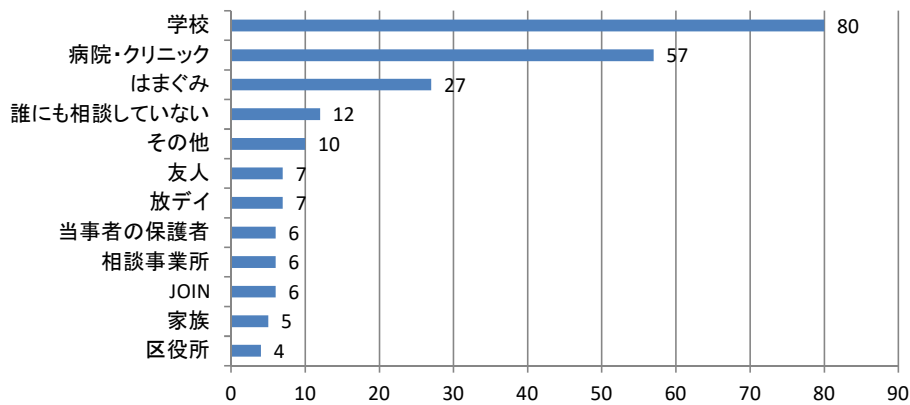


- ① あなたを含む家族による気づき
- ② 病院などの医療機関による受診・検診
- ③ 保健センター等で実施する検診（※）相談会
- ④ その他
- ⑤ 保育園・幼稚園・学校の助言

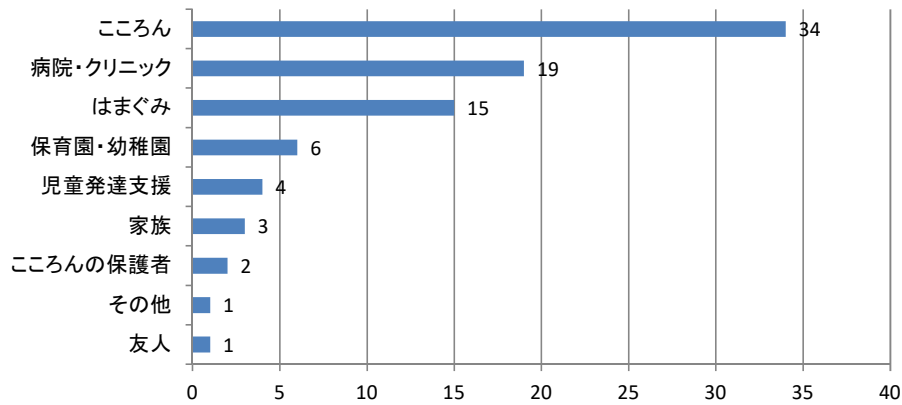
（※：保健センター等で実施する健診とは、1歳6ヶ月健診及び3歳児健診を指す）

問2 あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますか。（自由記述）（複数回答）

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n = 160）



(2) 児童発達支援センターころん（n = 50）



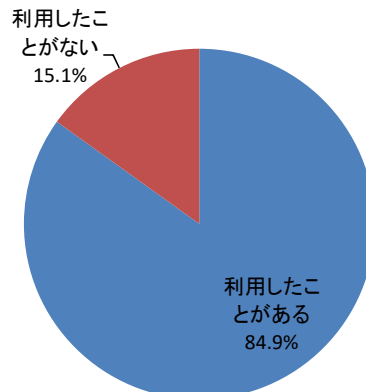
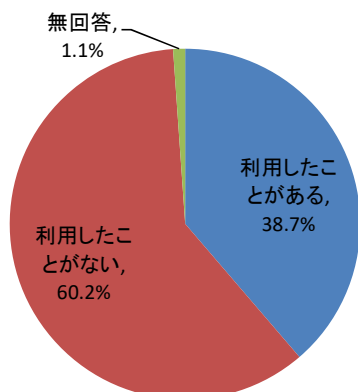
問3 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか？（自由記述）

※別紙のとおり

問4 お子さんは福祉サービスを利用していますか。また利用したことがありますか。

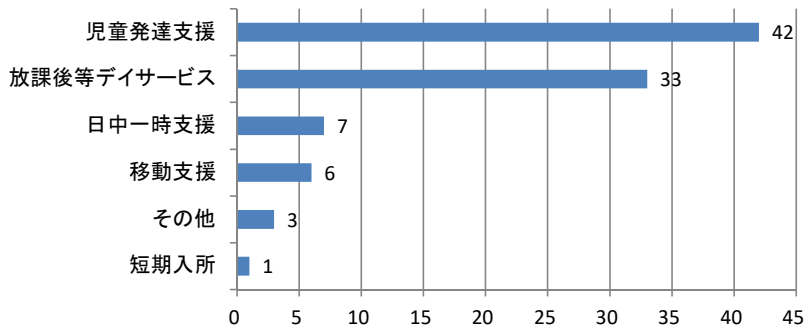
(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n = 181）

(2) 児童発達支援センターころん（n = 53）

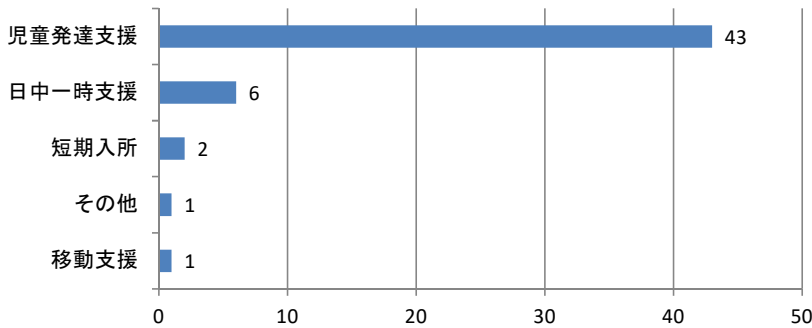


問4-2 利用している（していた）福祉サービスは何ですか？（複数回答）

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n=70）

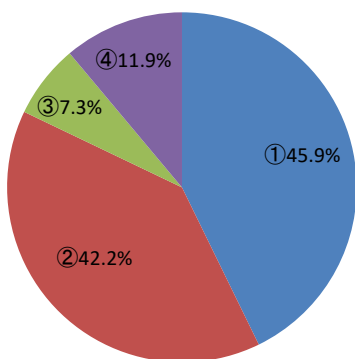


(2) 児童発達支援センターころん（n=45）



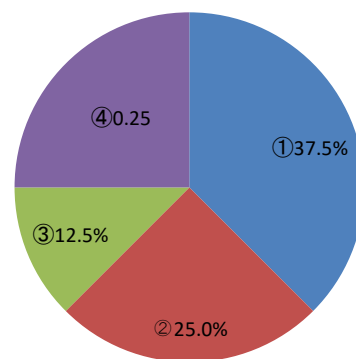
問4-3 「イ. 利用したことがない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n=109）



- ① 福祉サービスを知らない、または良くわからない
- ② 福祉サービスは知っているが、利用する必要がある
- ③ 必要性は感じているが、使い勝手や利用料の面などから利用していない
- ④ その他

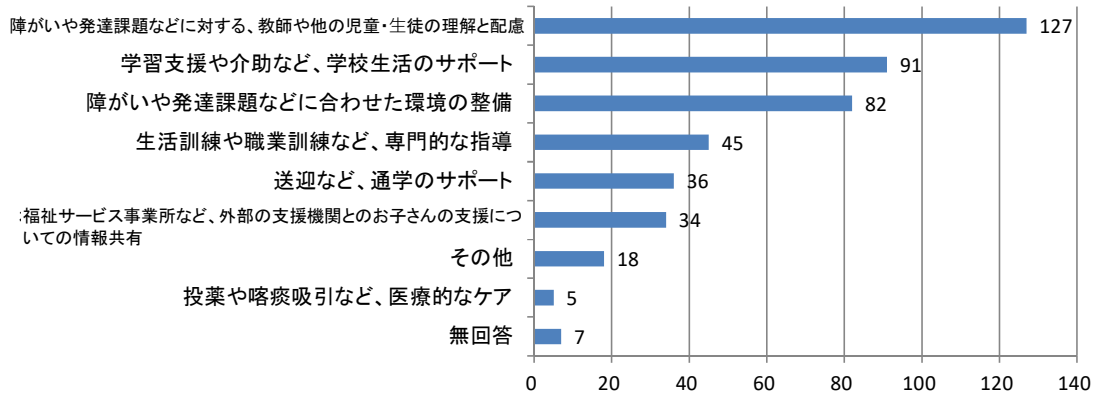
(2) 児童発達支援センターころん（n=8）



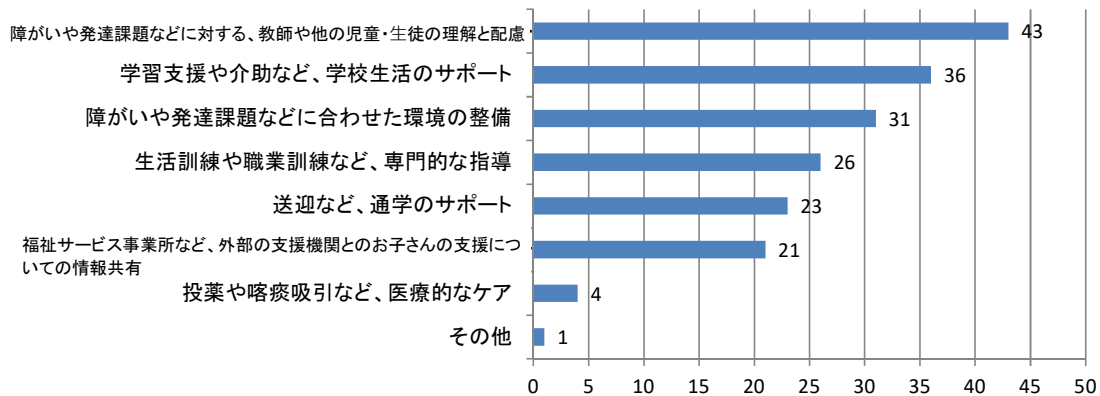
- ① 福祉サービスは知っているが、利用する必要がある
- ② 福祉サービスを知らない、または良くわからない
- ③ 必要性は感じているが、使い勝手や利用料の面などから利用していない
- ④ その他

問5 学校にお子さんが通う上で、あなたが求める福祉サービスを教えてください。（複数回答）

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n=181）



(2) 児童発達支援センターこころん（n=53）



問6 お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますか。

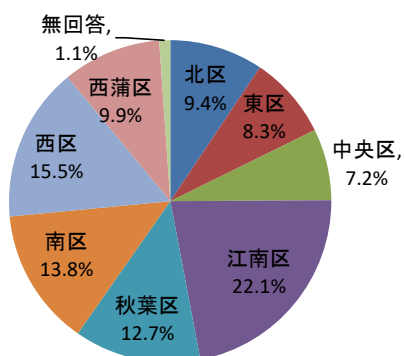
※別紙のとおり

問7 アンケートの項目になかったが、お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。（自由記述）

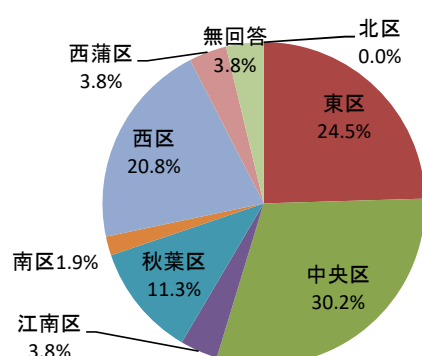
※別紙のとおり

問8 お子さんの現在のお住まいの区はどこですか。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n=181）



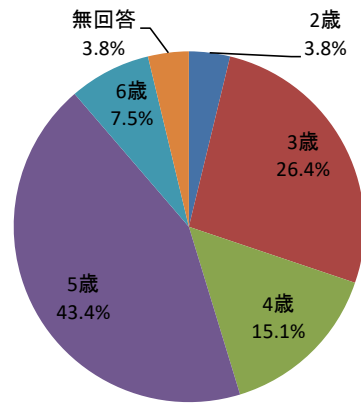
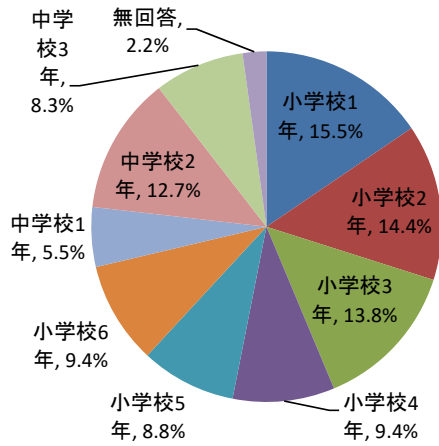
(2) 児童発達支援センターこころん（n=53）



問9 お子さんの学年（年齢）を教えてください。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=181)

(2) 児童発達支援センターころん (n=53)

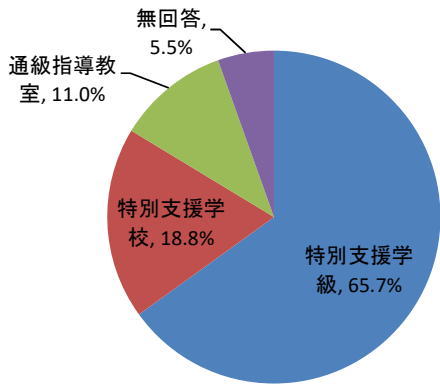


問10 お子さんの障がいや発達課題について教えてください。

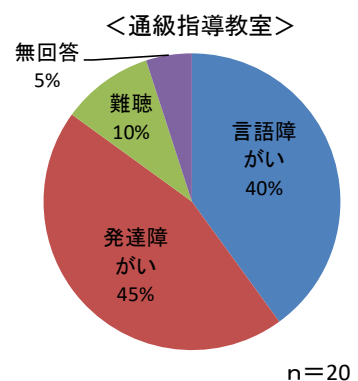
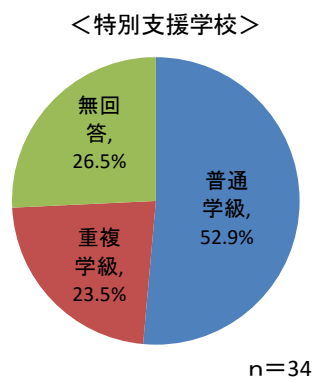
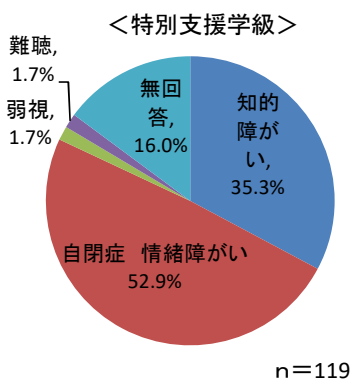
※別紙のとおり

問11 お子さんが利用している学びの場を教えてください。

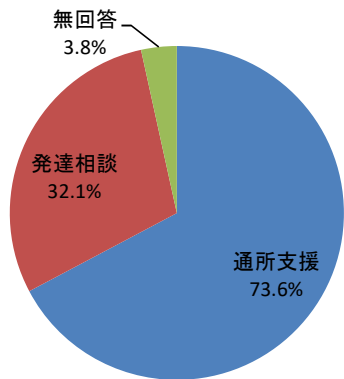
(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=181)



【参考：各学びの場の内訳】

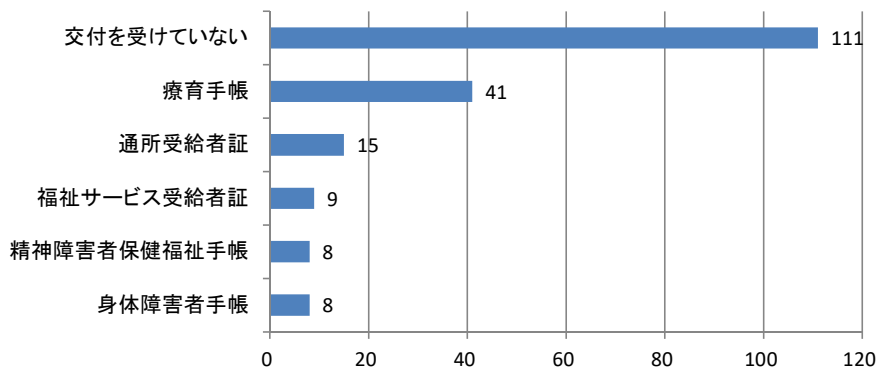


(2) 児童発達支援センターころん (n = 53)

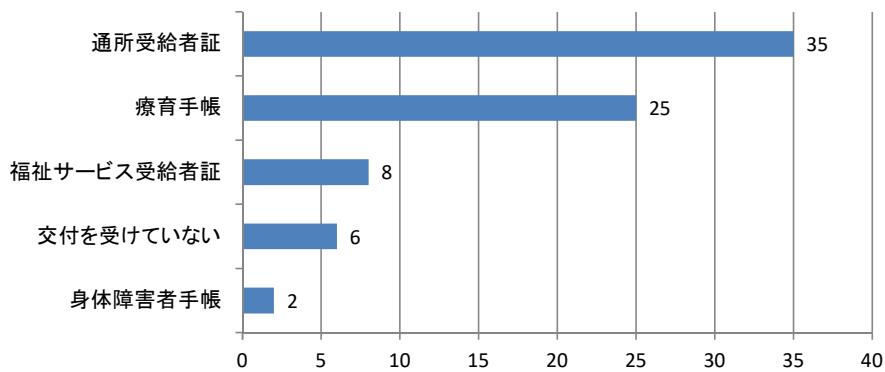


問12 お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください。(複数回答)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n = 181)



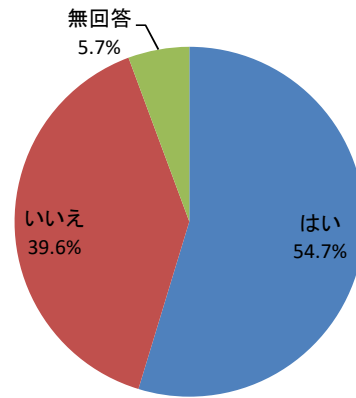
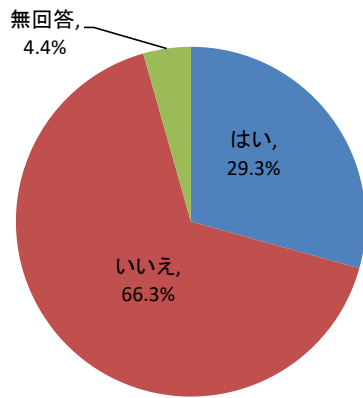
(2) 児童発達支援センターころん (n = 53)



問13 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例をご存知ですか

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=181)

(2) 児童発達支援センターころん (n=53)



【自由記述（特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校）】

問3 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか？（n=112）

内容	件数
①障がいに対する周囲の理解	35件
②自立生活に向けた指導	10件
③周りのサポートや見守り	8件
④通学にかかる支援	8件
⑤自立生活に向けた制度等の環境整備	7件
⑥質の高い療育が受けられる施設	5件
⑦相談体制の充実	5件
⑧学校以外で障がいのある子どもたちが気軽に集える場所	4件
⑨必要ない	11件
⑩わからない	5件
⑪その他	14件

（主な意見）

①障がいに対する周囲の理解

- ・自分の子どもの行動や言動に対し、親のしつけが悪いと捉えられてしまう。誰でも障がいについての理解は必要だと思う
- ・周りの子どもや先生、大人が理解してくれることが、1番の支援になると思う
- ・周りの人がちょっとした声かけなどをしてくれるだけでみんなと同じことができるようになると思う
- ・学校内でもありますが、地域の方の発達障がいに対する理解がないので、広く障がいや接し方など理解してもらえともう少し生活しやすいと思う

②自立生活に向けた指導

- ・何をしなければいけないのか自分で考えさせるように声をかけていく
- ・最低限の決まりを守り安全に生活出来るよう教えていく
- ・周りの子がわかっているようなことでも詳しく説明をしていく

③周りのサポートや見守り

- ・ボランティアのセーフティスタッフの方々に行動を覚えてもらい、声をかけてもらいたい
- ・子どもをサポートしてくださったり、見守ったりするなどの方が近くにいること
- ・友達や保護者、先生方、地域の見守りボランティアの方々の温かい目や言葉がけがトラブルが続いて孤立しそうになった時にとてもありがたく感じましたし、これからも必要だと思う

④通学にかかる支援

- ・今は、地元の中学校の支援学級に在籍しているため不便はないが、進学し特別支援学校に通う時の支援が必要になる
- ・学校→放課後等デイサービス→家の送迎がある良いと思う

⑤自立生活に向けた制度等の環境整備

－8－

- ・親がいなくなって1人で生きていけるのか不安なので、進学のための支援や就業支援（障がいがあっても自分のしたいことが仕事にできるような支援）があるといい

⑥質の高い療育を受けられる施設

- ・障がい特性にあった支援ができる放課後等デイサービス
- ・近年、障がい児向けの様々な施設が次々とできているが、どこの施設でも一定レベル以上の療育が受けられるよう内容を充実してほしい

⑦相談体制の充実

- ・困った時に一緒に考え行動してくれる気軽に相談できる機関
- ・どんなサポートや支援があるか情報を知らせてくれる所

⑧学校以外で障がいのある子どもたちが気軽に集える場所

- ・発達がいのある子どもが楽しくすごせる場所（悩みなども聞いてもらえる所）が必要だと思う

その他

- ・医者や学校の先生からのアドバイス
- ・通級の学校を増やしたり、先生を増やしてほしい
- ・福祉サービスが地域で増えると良い
- ・自宅で親の留守中などに見てもらえるサポートシステム
- ・障がい児でも安心して受診できる医療施設があること
- ・金銭的な支援
- ・障がいのある子どもでも通えるスポーツ教室があるといい

問6 子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要などおもいますか？（n=125）

内容	件数
①働く場の確保	28件
②職業訓練	12件
③就職した後のサポート	4件
④自立生活に向けた生活訓練	17件
⑤障がいに対しての周りの理解	10件
⑥相談体制の充実	12件
⑦福祉施設の充実	6件
⑧わからない	13件
⑨その他	23件

（主な意見）

①働く場の確保

- ・障がいがあっても就職して元気に働ける場所が欲しい
- ・普通に就職できるかわからないので、障がい者が就職できる企業を増やして欲しい

②職業訓練

- ・就労のための訓練や支援を受け自立できるようにしたい
- ・社会で働くためのスキル、マナーを学べる職業訓練ができる場を増やしてほしい

③就職した後のサポート

- ・雇う側の人達の理解
- ・就労を続けられるよう適応性向上のサポート

④自立生活に向けた生活訓練

- ・自立した日常生活、社会生活が送れるように訓練、支援が必要

⑤障がいに対しての周りの理解

- ・社会へ出ると発達障がいに対する理解度がまだまだ全く足りていないと思うので、より多くの人から発達障がいについてわかってもらいたい

⑥相談体制の充実

- ・どの様な仕事、職種に就く事が可能なのか相談できる場所があるとよいと思う
- ・一時的な相談、アドバイスにとどまることなく、断続的、持続的に支援、相談を行ってもらえる場所
- ・気軽に悩みや困った事を打ち明けられる窓口が多くあるといい

⑦福祉施設の充実

- ・区によって施設数に偏りがあるため、区によるサービスの差が小さくなるとありがたい
- ・自宅から通える距離に施設を作ってほしい

その他

- ・小さい頃からの経過をきちんと把握している支援者の存在や引継ぎを密にできるような連携の仕組みをつくって欲しい
- ・見た目にはあまり分からないグレーゾーンの方達が十分な支援を受けられず、働いてもすぐつまずき困っていると聞くため、グレーゾーンの人達にも必要な支援や福祉サービスが受けられるようになるといい
- ・高校や社会での選択肢が少ないと感じる。特別支援と普通高校の中間的な場所が欲しい
- ・就業先へ発達障がいの特性を理解してもらうための啓発活動、情報発信活動
- ・学校での要約筆記サポート（情報を視覚で提供）
- ・社会とのつながりのある生活を送るため、趣味やサークル活動など人と楽しく過ごせる場所があればいいと思う
- ・身近な地域で友達作りや、情報交換ができる交流会みたいなものがあるといい

問7 お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他意見や要望 (n=85)

内容	件数
①障がいに対しての周りの理解	15件
②相談体制の充実	5件
③制度に関すること	6件
④学校に関すること	9件
⑤福祉施設の充実	6件
⑥余暇活動について	6件
⑦サービスや相談窓口に関する情報提供	2件
⑧その他	36件

(意見詳細)

①障がいに対しての周りの理解
<ul style="list-style-type: none"> 誰でも障がいに対して理解を示してもらえたら過ごしやすくなる 周囲が障がいと気付かず親の子育てが悪くてという間違った認識がまだまだ多い。本人や親の苦しい気持ちを理解してもらえる社会を作ってほしい 就職先の理解 障がいがある子供をかかえた親に対する職場の理解

②相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 気兼ねなくいつでも相談できてアドバイスをもらえる機関があるといい 親としてどのような対応をしたら良いのかなど相談や悩みを聞いていただけるような所があるといい

③制度に関すること
<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいがないと手帳や支援を受けることも難しい。全てに平等に受けられる支援、手当がなければいけないと思う 手帳交付のハードルが高い オムツの支給枚数が少ない 医療費助成期間を延長してほしい 軽度発達障がいの子どもへの支援をもっと手厚くしてほしい

④学校に関すること
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級を通学区(住所など)で決めるのではなく、自由に選択できるようになるといい 通級への通学が「保護者同伴」であるため仕事との両立が難しい。土日など学校休業日に授業があると選択の幅が広がり良いと思う 特別支援学級を担当する教師の質をもっとあげてほしい 先生を増員し、授業に遅れている子をサポートするなどの体制があると良い すべての各学校(小・中学校)に通級があるといい 特別支援学級の先生は他の先生の任期よりも長く居られるようにしてほしい

⑤福祉施設の充実

- ・福祉サービス定員増加
- ・通所施設の位置が片寄っているので、各区に1カ所ずつ設置されていると助かると思う
- ・平日の夕方や休日に開所している施設があるといい

⑥余暇活動について

- ・同じ障がいを持つ人との交流する機会があるといい
- ・障がいがあっても気軽に通えるスポーツ教室があるといい

⑦サービスや相談窓口に関する情報提供

- ・いろいろなサービスや相談窓口などについて情報提供してほしい

⑧その他

- ・車椅子でも移動しやすい道路の整備をお願いしたい
- ・一人でも登下校できるように、見通しの悪い道にミラーを付けるなど、安心して通学できる環境を整備して欲しい
- ・行政の障がいに対する意識が非常に低い
- ・金銭的な支援
- ・送迎に関する支援があると助かる
- ・自宅の近くに病院が欲しい

問 10 お子さんの障がいや発達課題について教えてください。

内容	件数
①自閉症スペクトラム	36 件
②ADHD	29 件
③知的障がい	16 件
④コミュニケーション障がい	15 件
⑤広汎性発達障がい	9 件
⑥言葉の発達の遅れ	9 件
⑦ダウン症	6 件
⑧学習障がい	4 件
⑨難聴	3 件
⑩身体障がい	45 件
・身体障がい ・情緒障がい	

【自由記述（新潟市立児童発達支援センター「こころん」）】

問3 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか？（n=37）

内容	件数
①障がいに対しての周囲の理解	14件
②施設の充実	9件
③相談体制の充実	7件
④送迎に関する支援	3件
⑤経済的な支援	2件
⑥わからない	1件
⑦その他	6件

（主な意見）

①障がいに対しての周囲の理解

- ・地域の人たちに障がいのことを理解してほしい
- ・障がいのない子供たちに障がいのある子に対する接し方や優しく見守る気持ちを持ってもらいたい

②施設の充実

- ・療育施設を増やして欲しい
- ・自宅から通える通所支援施設を増やしてほしい

③相談体制の充実

- ・身近ですぐに相談できる場が増えてほしい（相談したくても3ヶ月待ちだった）
- ・保護者が障がいについて勉強したり、相談できる場所がほしい

④送迎に関する支援

- ・保護者の急病、用事の時に代わりに送迎するサービスがあるといい

⑤経済的な支援

- ・子どもの面倒を見るため働くことが難しい。減免等の支援はあるが、1人分の収入を補えるものではないため、経済的な支援を拡充してほしい

⑦その他

- ・親が障がいの事について学ぶ場を増やして欲しい
- ・個別に適切な療育を行えるシステムを整備してほしい
- ・行政の窓口に専門的な知識を持った職員を配置してほしい
- ・自宅での入浴に関するサポートがあるといい

問6 お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要なおもいますか？（n=37）

内容	件数
①働く場の確保	14件
②相談体制の充実	6件
③障がいに対するの周囲の理解	3件
④送迎に関する支援	3件
⑤社会に出た後の療育の場	3件
⑥わからない	4件
⑦その他	9件

（主な意見）

①働く場の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子でも得意な事や特性を活かして働ける場が増えているといいと思う ・本人が楽しく働ける場所があるといいと思う

②相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・困ったこと等があったら気軽に相談できる場があると安心できる ・学校を卒業した後、自立して生活していく上で必要なことを学ぶ場所や相談できる場所が必要

③障がいに対するの周囲の理解
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいがある人が社会で認められ、個性として受け入れられるくらい浸透してほしい

④送迎に関する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・共働きのため送迎に関する支援があるといい

⑤社会に出た後の療育の場
<ul style="list-style-type: none"> ・子供が社会に出てからも必要な療育施設やサポートをしてくれる施設

⑥その他
<ul style="list-style-type: none"> ・小→中→高をスムーズに送ることができるように十分な申しおくりと教育センターでの面談など細やかな支援 ・イベントなどに参加して地域との繋がること ・余暇活動に関する支援 ・言葉が理解出来ないのもそれに代わるコミュニケーション支援

問7 お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他意見や要望 (n=27)

内容	件数
①障がいに対しての周りの理解	7件
②相談体制の充実	3件
③行政への要望	3件
④医療に関すること	3件
⑤福祉施設の充実	2件
⑥制度に関すること	2件
⑦その他	5件

(意見詳細)

①障がいに対しての周りの理解
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対しての理解（どんな行動をとるかなど）が広まって差別や偏見が無くなってほしい ・地域の人などに病気や障がいについて理解してほしい
②相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・就園、就学後の親子の相談する場があるといい ・子どものことだけでなく母親、父親の子育てに関する悩みや不安などいつでも気軽に話せる場があれば、もっと子育てしやすくなると思う
③行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続きについての更新など手続きの無駄を無くしてほしい ・市役所の窓口での理解が足りない
④医療に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・もっとあたたかく対応してくれる医者が増えてくれるとありがたい ・医師にもっと発達障がいについて理解してもらい
⑤福祉施設の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・こころと同じような児童発達支援センターを増設または定員を増やしてほしい ・区によって施設に偏りがある
⑥制度に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度により、受けられるサービスや金額的補助の差をなくしてほしい
⑦その他
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育をしてほしい ・ショッピングセンターなどで子どもを預けられる場所が欲しい

問 10 お子さんの障がいや発達課題について教えてください。(n = 47)

内容	件数
①自閉症スペクトラム	21 件
②言葉の発達の遅れ	14 件
③知的障がい	13 件
④生活面の自立ができない (排せつ・食事・着替え)	10 件
⑤ADHD	5 件
⑥多動	3 件
⑦ダウン症	2 件
⑧その他	3 件
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の感情をうまく出せない ・自傷 	